

◆ 大切なお知らせ ◆

# 学校の管理下の災害で お子様を亡くされた保護者の方へ

## ～災害共済給付のご案内～

お子様を亡くされましたご家族の皆様には、心よりお悔やみ申し上げます。

学校の管理下の災害でお子様を亡くされた場合は、災害共済給付における死亡見舞金を受け取ることができます。

手続きにつきましては、学校（園）又はJSCにご相談ください。

支払請求についてご不明な点等がありましたら、JSC（裏面各担当課）へお問い合わせください。

### 見舞金対象例

- ・学校における活動中や、通学中に発生した事故で亡くなられた場合
- ・学校の管理下でのいじめや学校の教員による体罰・不適切な指導等により死亡（自殺含む）された場合（亡くなられた場所は、学校内・外を問いません。）

※支払請求については、学校（園）の設置者とJSCが災害共済給付契約を締結していることが必要です。

※災害共済給付金の支払については、JSCが支払請求を受理後、給付に係る審査を経て決定します。

### 請求方法

#### ① 学校（園）の設置者が支払請求を行う場合

学校（園）に相談し、支払請求に必要な書類を学校（園）へ提出してください。学校（園）の設置者（教育委員会、学校法人等）からJSCに請求手続が行われます。

#### ② 保護者の方が自ら支払請求をされる場合

通常は上記①の方法による請求になりますが、学校（園）との認識の違いなどにより、学校（園）の設置者からの請求が難しい場合は、保護者の方が自ら支払請求をされることもできます。（請求に当たっては、学校（園）の設置者を経由※）する必要があります。裏面に記載する必要書類を学校（園）に提出してください。）

※学校（園）の設置者には、学校の管理下で発生した災害であると認識しているか否かにかかわらず、保護者の方から提出された書類をJSCに送付する義務があります。

### 請求時効

原則として、お子様を亡くされた日の翌日から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。学校の管理下の災害の疑いがある場合は、調査結果等を待たず時効が過ぎる前に一度JSCへご連絡ください。

#### ○ 請求までに時間がかかる場合・・・

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄するなどの対応を行っています。詳しくは、JSC（裏面各担当課）へお問い合わせください。

災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金を給付する制度です。

本資料は災害共済給付制度（死亡見舞金）に関する概要をお知らせしています。詳しくは、JSCのホームページをご覧ください。



# 保護者の方にご用意いただきたい書類

## ① 学校（園）の設置者が支払請求を行う場合

**A** 死亡診断書又は死体検案書原本  
(写は不可)

死亡診断書又は死体検案書は医療機関、警察署等にご確認の上  
ご用意ください。行方不明の場合は死亡診断書に代えて失踪宣  
告審判書（原本）をご用意ください。

## ② 保護者の方が自ら支払請求をされる場合

① でご用意いただく書類Aと併せて、下記の書類Bをご用意ください。

**B** 死亡見舞金支払請求書  
(保護者請求用)別記様式第12(別添1)  
死亡報告書(保護者請求用)(別添2)

保護者の方が自ら支払請求をされる場合のみご用意ください。

※上記書類のほか、災害の経緯、詳細等が分かる資料（遺書や同級生の証言、有識者の意見書、調査報告書等）がある  
場合、追加いただくことも可能です。当該書類については、審査の過程において適切に取り扱うこととします。

※このほか、審査に必要な書類等については、別途、JSCから学校（園）や学校（園）の設置者に対して照会いたします。

※様式や請求ガイドブック等は、こちらのページからご覧いただけます。

<https://www.jpnsport.go.jp/anken/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>



## JSC災害共済給付事業部 問合せ先一覧

担当部署名	担当地域	電話番号	住所
仙台給付課	北海道・青森・岩手	022-716-2107	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15
	宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京給付課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
	東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階
名古屋給付課	福井・愛知・三重	052-533-7822	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1
	富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	名古屋国際センタービル16階
大阪給付課	大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4
	滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	大阪駅前第4ビル7階
広島給付課	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32
	徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	広島市水道局基町庁舎10階
福岡給付課	福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15
	佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	福岡ガーデンパレス4階